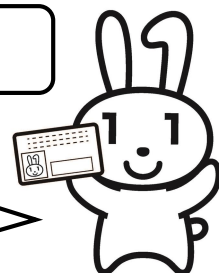


マイナ保険証をご利用の方も、まだお持ちでない方も これまでどおり医療機関等 ご受診いただけます。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。

また、ご高齢の方や、障害をお持ちの方など、配慮が必要な方は、筑後市役所 市民課 国民健康保険担当に申請することで資格確認書を取得できます。親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請

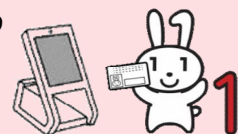


STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある
顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



まずはマイナンバーカードを持っているかご確認ください！



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く) 平 日:9時30分～20時00分
土 日 祝:9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



資格確認書
について

